

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○松村秀逸君 皆さんこんにちは。22日から代表質問が始まり、本日で一般質問が最後になり、大トリを務めるようになりました、熊本市第一選挙区選出・自由民主党・松村秀逸でございます。

今回で11回目の質問になります。今まで、熊本県の経済発展のため、幹線道路の整備促進、農業問題、少子化問題等を質問してまいりました。今日は、高校教育についても質問いたします。

また、8月10日、11日に、線状降水帯によります大雨によります熊本県下全域の被害がたくさんあっております。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げ、そしてまた、被災に遭われました皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは早速、通告に従い質問に入ります。

熊本都市圏3連絡道路についてお尋ねいたします。

熊本都市圏3連絡道路は、熊本になくてはならない重要な道路であると考えているため、今回で5回目の質問になります。

熊本市を中心とする交通渋滞の現状は、平均速度及び主要渋滞箇所数が三大都市圏を除く全国政令指定都市の中でワースト1位と数年前より発表され、その後、菊陽町へ半導体企業TSMC進出により、工事車両等も増え、ますます周辺と熊本市を中心とする渋滞が継続しているのが実情でございます。

熊本都市圏においては、慢性的な交通渋滞により、熊本市中心部と九州縦貫自動車道や阿蘇くまもと空港などの交通拠点のアクセス性が非常に悪く、市民生活や経済活動に大きな影響を与えています。

こうした熊本都市圏の道路網の現状を踏まえ、熊本県と熊本市は、令和3年6月に作成した熊本県新広域道路交通計画において、熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ10分・20分構想を掲げました。

この道路整備を進めることで、今後地域の発展と比例して経済効果も大きく、地域経済の発展につながるものと思います。

また、中九州横断道路も順調に進み、私の地元、仮称熊本北ジャンクションインターチェンジが設置予定の大鳥居町周辺の地権者の方々との土地売買契約も進められているとお聞きしております。協力していただきました皆様方に心より感謝と御礼を申し上げます。

また、仮称熊本北ジャンクションインターチェンジから下硯川インターチェンジまでを結ぶ熊本環状連絡道路の事業化も4月に決定され、10月4日には、中心くい打ち式が開催される運びとなりました。

このように着々と進んでいることに対し、執行部の皆さんをはじめ、国土交通省、そして熊本県議会、前川会長をはじめとした自民党の熊本県議会九州横断道路建設促進議員連盟の皆様方へ、心より感謝と御礼を申し上げます。

そして、10月19日には、熊本西環状道路の花園インターチェンジから池上熊本駅インターチェンジまでの区間が開通となります。この中九州横断道路と熊本西環状道路が全線開通し、熊本駅や熊本港まで

を結ぶ横軸がつながると、TSMC効果もさらに深まり、熊本の経済の発展に寄与するものと考えます。

そして、中心部の熊本都市圏3連絡道路の事業化になるまでの現在の状況として、住民参加型の道路計画検討の一環で、第1回意見聴取が行われたと聞いております。今後、アンケートの調査結果を整理して、有識者委員会を開催し、委員の意見を踏まえ、ルート決定等がなされることですが、熊本都市圏の渋滞は全国一ですので、一日も早い渋滞解消対策として、熊本都市圏3連絡道路の事業化が必要と考えます。

県として十分理解はされておられることは私も承知しておりますが、国、熊本県、熊本市と協力して、事業化に向けて早急に進めていただきたいと思います。

そのためには、どういう課題があり、今後の進め方として、県はどのように進め、いつ頃ルート決定し、事業化を目指されるのか、亀崎副知事にお尋ねいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) 熊本都市圏を取り巻く交通環境は極めて厳しく、渋滞問題は喫緊の課題であると認識しております。

熊本都市圏3連絡道路は、定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成することで、熊本市中心部と九州縦貫自動車道や阿蘇くまもと空港との確実な結節を図り、都市圏の渋滞緩和や物流の効率化など、住民生活や産業活動に大きな効果を発揮するものでございます。

こうした大規模な道路計画を策定するに当たりましては、50年後、100年後の将来の熊本を見据え、最も効果的で効率的な計画とすることが極めて重要であり、同時に、県民の皆様の御理解を得ることが不可欠であると考えております。

そのため、現在、国の技術支援を受けながら、県と熊本市が協力し、有識者委員会を設置し、住民参加型の道路計画検討に取り組んでおります。この取組では、住民の皆様の御意見を丁寧に把握しつつ、ルート帯や主な道路構造などの概略計画を決定する手続を進めます。

本年3月には、3連絡道路が果たすべき役割、いわゆる政策目標の案を、暮らし、産業、観光、医療、そして防災、この5つの分野ごとに整理し、有識者委員会にお示しをいたしました。その妥当性を確認するため、5月から8月にかけて、住民や企業、団体などの皆様から広く御意見を伺い、最終的に1万9,000件を超える御意見をいただいたところです。

例えば、都市圏内の移動時間が読めないといった暮らしの不安、物流の効率化が進み、ビジネスの活性化につながるといった産業上の期待、朝夕の渋滞により救急搬送に支障を来しているといった医療上の切実な声など、分野横断的に多くの御意見をいただきました。現在、これらの御意見を政策目標の案に照らしながら、丁寧に分析を進めております。

あわせて、技術的な観点から、3連絡道路がもたらす渋滞緩和効果や地域産業への波及効果、また、工事中や供用後の住民生活や自然環境への影響、さらには、事業費や施工性、構造条件など、仮想的にルートを想定しながら、多角的な視点から様々な技術検討を行っております。加えまして、早期実

現に向け、有料道路制度の活用も検討しているところでございます。

今後は、政策目標や技術的検討を踏まえまして、合理的かつ実現可能な複数のルート帯を設定し、改めて皆様方の御意見を伺うこととしております。その具体的なニーズを把握した上で、有識者の助言も踏まえ、最適なルート帯を決定してまいります。

引き続き、国の絶大な協力をいただきながら、県と熊本市が緊密に連携し、総力を挙げてこれらの検討を進め、早期の事業化につなげてまいります。

熊本都市圏3連絡道路は、熊本都市圏の拠点性を高め、未来の熊本のさらなる発展のためには不可欠な道路でございます。待ったなしの課題として認識しております。

県としても、その早期実現に向けまして、強い決意を持って取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 亀崎副知事に答弁をいただきました。

熊本都市圏3連絡道路は、定時性、速達性を兼ね備え、大変重要な道路であるということも県も承知しておられるということで、熊本市と協力して、住民参加型の道路計画に取り組んでいくということでございます。

そして、今までこの地域と一緒にあって、住民参加型の道路、5分野ごとに整理して、そして有識者委員会にお示しし、企業、団体などの皆さんから広く御意見を伺ったということで、1万9,000件の御意見があったと。非常にたくさんの意見があったということで、この1万9,000件ということは、それだけ住民の皆さん方、県民の皆さん方のこれに対する思いが強いということであろうと私は思っております。

そういうことで、この都市圏道路に対して、しっかり早くやっていただきたい。そしてまた、有料化で進めたいというお気持ちでございます。私も、最初から有料道路にすることによって、予算を、国と、また地域の金融関係からも融資を受けながら予算を獲得して、早めの完成を目指していただきたいというふうに思います。

今後、副知事も強い決意を持って取り組むという答弁でございました。一日も早いこの事業化に向けて頑張ってくださいよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移ります。

次は、米の価格安定化とWCSの減少による影響についてお尋ねします。

昨年からの令和の米騒動について、なぜ米の価格が急に高くなったのか、テレビ、新聞等の毎日のような報道を見て、改めて、米が本当に高いのか、適正価格とはを考えたところです。

今後、日本国民の主食である米の生産をこれ以上減少しないために、農業者、担い手の皆さんが働きたいのある生産者米価を関係者の皆様と考えていきたいと思い、質問をいたします。

30年前までは、食糧管理法によって、生産者米価と消費者米価により、米の価格を政府が決めていましたが、1995年11月1日、米の生産過剰により同法が廃止され、民間流通を前提とする食糧法が施行されました。

食糧法では、計画流通制度が導入され、当初は、政府が計画する計画流通米と流通が比較的自由な計画外流通米の2種類に分けられました。しかし、2004年には、この計画流通制度が廃止され、より自由な米の流通が確立され、多様なニーズに応じた米の供給が可能になりました。

その間、米の生産調整が行われ、生産量は減少の一途をたどってきました。国民の生活も豊かになり、食生活も洋風化し、米の消費量も少なくなる中、米の生産者米価も下がっていきました。約30年前、食糧管理法が廃止された当時、米の相対価格は2万3,800円ほどでした。しかし、米の価格は、食糧管理法が廃止されて以来、数十年間かけて生産原価を割る1万3,000円から1万5,000円前後まで下がり続けました。

昨年は米不足になり、ようやく1995年当時の約2万4,000円程度まで価格が回復し、その間に多くの農家が米作りをやめたり、また、作付を減らしたり、トマトやキュウリ、スイカ、メロン等の施設園芸などに転換していきました。

手が回らなくなった田では、畜産農家や酪農家と連携し、稲WCSを作付する方も多くおられ、約30年の間に、地元で確保できる飼料作物として定着しています。

その結果として、米の作付面積は少なくなり、高齢化による農業者人口の減少も続いています。今後5年、10年後の米を作る担い手である農家を守るためにも、また、耕作放棄地を減らし、田畑を維持するためにも、これ以上米の作付面積を減らすことはできません。

食料安全保障の観点からも、国内で日本人の主食である米を生産し、米不足を解消することが重要であると考えます。

さて、令和の米騒動についてですが、市場価格が上がったことで、やっと米農家の方々の納得がいく価格になりつつあります。しかし、一方で、消費者の皆さんの立場からは、急激な米の高騰が家計を直撃しており、やりくりが大分苦労されている方も多いものと思います。

特に、昨年から今年にかけての今回の米騒動は、スーパー等の米不足による急激な価格の高騰を受け、テレビや新聞等の連日の報道となり、逆に衝動買いが進み、米不足に拍車がかかったのではないかと思います。

これからの米政策では、農家が安心して米作りを継続できるように、生産原価を割らずに利益を出せる米価を一般消費者の方々に理解をしていただく必要があります、そのような政策を進めていただきたいと思います。

米の価格が高くなり過ぎて、国民が主食の米を食べなくなってもよくないし、また、国があまりにも価格を調整して安くしても、生産者の利益の出ない米作りに対する生産意欲がなくなってもいけないと考えます。

今回の米騒動では、2004年に自由な米の流通が確立して以来、ようやく米農家にとって少しばかり利益が出るようになった途端、備蓄米を放出することで価格調整をされました。それでも、今年の全国各地の概算金は3万円を超える提示があり、生産者として納得できる価格ではないかと思います。

米の小売価格は、生産者米価に倉庫代や運賃などの流通経費、さらに、精米費用、袋詰め、仲卸等の

経費がかかり、最終的に消費者に販売されるスーパー等の価格になりますが、この価格が消費者の皆さんに理解される状況にしていくことが、持続可能な米作りにつながると考えます。

また、災害や有事のための政府の備蓄米の数量は現在100万トンですが、日本国民を守るために、この数量で安心できるか、改めて検討する必要があると考えます。

さらに、この米騒動の影響は、米農家にとどまりません。県内でも、食料米の増産に伴い、WCS等の作付が1,100ヘクタール程度減少することが見込まれていると伺っております。畜産農家や酪農経営への影響が懸念されます。

全国有数の牛乳生産県であります本県として、早期の対策が必要であり、県は、積極的な実態把握や国策での情報収集に基づくタイムリーな対応策を講じてほしいと考えます。

そこで、農林水産部長にお尋ねします。

第1に、今後の農家の皆さんが米の生産意欲を持って頑張ってくださいのために、どのような対策を考えておられるのか、第2に、県として、生産者、消費者の双方が納得できる適正な米価の在り方について、どのような考えをお持ちで、今後どのように関係機関へ働きかけていかれるのか、第3に、県内でも、食料米の増産に伴い、WCS等の作付が減少することによる本県酪農への影響を県はどのように実態把握され、その対応策をどう講じていかれるのか、農林水産部長に3点お尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、米の生産対策と適正な米価の在り方についてお答えいたします。

主食用米価格の指標となる業者間の相対取引価格は、10数年にわたり、玄米60キログラム当たり1万2,000円から1万6,000円で推移し、生産費を下回る状況が続き、作付面積は減少の一途をたどってきました。

しかし、一昨年からの米不足により2万5,000円程度まで上昇したことから、令和7年の主食用米の作付面積は、前年に比べ約1割増加しており、農家の生産意欲の高まりが見られております。

このようなことから、農家が生産意欲を持つためには、まず米価が適正な水準であることが重要です。そのほか、収量と品質が向上すること、セーフティーネットが充実していることの3点が必要であると認識しております。

まず、1点目の適正な米価については、全国の正確な需要見込み量に基づく生産が価格形成において重要となることから、国に対して、より詳細な需要情報の提供を要望しております。あわせて、県では、生産費に基づいた適正な価格に対する消費者の理解が深まるよう取り組んでまいります。

2点目の収量と品質の向上については、地球温暖化に対応した高温耐性品種の導入を進めており、「くまさんの輝き」の普及拡大を推進するとともに、新たに、収穫時期の早い品種として「にじのきらめき」を導入するなどの生産対策を強化しております。

3点目のセーフティーネットについては、現在、収入保険や農業共済など様々な制度がありますが、米価の下落や気象災害に備えたセーフティーネットの充実が重要であることから、国に対して、支援対象者の拡大など、農家の実情に合った制度となるよう要望するとともに、加入促進を図っております。

県としては、今後も、国や市町村、農業団体と連携し、農家が意欲を持って米の生産ができるよう、総合的に支援してまいります。

次に、稲WCSの作付面積の減少についてです。

本県は、乳用牛飼養頭数が全国第3位、肉用牛第4位と全国屈指の畜産県であり、自給飼料確保に積極的に取り組んでおります。

稲WCSの生産面積は、約9,400ヘクタールと全国1位であり、水田活用の直接支払交付金を活用した耕畜連携による営農体系が定着しております。

議員御指摘のとおり、6月末時点の国の調査結果では、前年と比較して約1,100ヘクタールの面積が減少しており、今後、飼料の確保やコスト増加が懸念されることから、現在、国と連携して、実態を把握する調査に着手しております。

今後とも、酪農畜産経営の安定化を図るため、米の生産動向と国の水田政策の見直しを注視しつつ、トウモロコシの二期作や草地改良など、自給飼料増産に向けた取組を講じてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 農林水産部長に答弁をいただきました。

価格の安定化のために、収量と質の向上、生産原価に基づいた適正な価格に対する消費者の理解が深まるように取り組むという答弁をいただきました。

そしてまた、2点目で、高温耐性品種の「くまさんの輝き」、新たに「にじのきらめき」を導入し、生産対策を強化したいということでございます。よろしくお願いいたします。

そしてまた、農家が意欲を持って生産できるよう、総合的に支援をするということでございますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

そしてまた、3点目、飼料の確保。WCSの減少によって、やはり酪農経営の安定を図るためにも、この生産動向、国の水田政策の見直しを注視しつつ、トウモロコシ二期作や草地改良、自給飼料増産に向けて取り組むということで、酪農経営の皆さん方に対してもしっかりと支援をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、盛土規制法の宅地開発への影響についてお尋ねいたします。

宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、熊本県では、令和7年4月1日から適用されました。

宅地、農地、森林にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する内容であり、規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土、切土だけではなく、残土処分や一時的な土石の堆積についても規制の対象となります。

盛土規制法を制定したきっかけは、令和3年7月の静岡県熱海市での土砂崩れにより、谷の下流域の住宅地に対して大きな被害が発生したのが発端です。

その原因としては、テレビ、新聞等の報道で知る範囲ではありますが、過去に山間部で大量の土砂を谷に廃棄処分する盛土工事が行われ、地権者も数名替わり、行政指導も行われたが改善されず、そのまま

の状態が長期間続いた結果、大雨により盛土の土砂等が崩壊し、谷の下流域にある住宅地へ大量に流れ、死者が発生する大規模な災害になったものと考えます。

これまで、市街地における宅地開発に対しては、熊本市を中心とする市街化区域における1,000平米以上の造成工事など、都市計画法による開発許可の申請が必要であり、熊本県または熊本市の指導の下、規制が行われていました。

この許可は、住宅、工場や店舗などを建築する場合、造成工事が対象となります。宅地に段差があるときには、土留めのために擁壁やブロックによる工事をするのが一般的であると考えますが、許可の中では、建築物、宅地及びその周辺地域の安全を確保するために、基準を満たす所定の擁壁等が必要となり、行政の審査や検査が行われます。私が知る限り、過去に、熊本地震以外で、市街地で開発された宅地造成工事の大きな被害を被るような事案はないのではないかと思います。

そういう中であって、今回、山間部のみならず、市街地まで一定規模の盛土等を包括的に規制する盛土規制法が施行されました。国民の生命と財産を保護し、安全、安心を確保するために、厳しい規制や違法行為を処罰する法整備が必要なことは理解できます。

しかし、一方で、市街地における宅地造成の開発行為まで一律に厳しい規制をかけることで、事業者にとって書類作成や打合せに要する時間や労力がこれまで以上に必要となり、負担が増加しているなど、様々な影響が生じているのではないかと思います。

法の適用から半年が経過し、許可事務を担当する県においては、宅地開発における運用上の課題が見えてきていると思います。現在どのような課題があるのか、そしてまた、その課題にどのように対応していくのか、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 盛土規制法の宅地開発における運用上の課題とその対応についてお答えします。

盛土規制法は、盛土等による災害から国民の生命、財産を守るため、建設工事の残土処分や宅地開発の造成工事など、盛土等の行為を幅広く規制対象とする法律です。

県では、法の運用開始に当たり、許可対象となる盛土等の規模や安全性に関する基準、申請書類の作成方法等について、関係団体へ周知するとともに、振興局単位での講習会を開催するなど、事業者に対して説明を行ってきました。

しかしながら、実際に運用を開始すると、宅地開発を行う事業者の方々から、提出する書類の数が多く、作成や手続に時間と労力を要している、また、法に定める技術基準が複雑で理解が難しいといった御意見がありました。

そのため、県としても、事業者の負担軽減と理解促進が課題であると認識し、現在、さらなる対応について検討を進めているところです。

負担軽減に向けては、盛土等の面積や高さなど、工事の規模に応じて一部の書類の簡素化を図るとともに、オンライン相談や電子メールでの修正図面の受理など、相談や申請手続の改善に取り組んでいき

ます。

また、理解促進に向けては、宅地建物取引業や建設業など、業種に応じた個別説明や意見交換を行うとともに、九州各県や熊本市とも連携して、技術基準を図解入りで分かりやすく解説する資料の作成に取り組んでいます。

今後も、盛土等の安全確保に向けて、関係機関や関係団体とも情報共有や意見交換を行いながら、法の適正かつ円滑な運用に努めてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 土木部長に答弁をいただきました。

事業者の皆さんからも、書類の数が多く、作成や手続に時間と労力を要しているということで、技術的な基準が非常に複雑で、理解が難しいとか、そういう意見があっているということでございました。

今後、負担の軽減と理解促進が課題と認識し、さらに対応の検討を進めていくということで、一部書類の簡素化、オンライン等の相談、電子メールでの図面修正に対して手続の改善に取り組むということでございました。

盛土規制法は、500平米を超える宅地造成について、基本30センチを超える段差を生じる場合、規制がかかるということであり、熊本市と熊本県がちょっと違うんですね。国は500平米、30センチとしてありますので、熊本市は30センチでそのまま運用されております。ただし、県においては、その辺をやはり理解されて、30センチを1メートルということで設定していただいて、これは、各都道府県、政令都市等で、それを自分のところでできるということで、県は大変そういうのを改善していただいたわけですね。

ところが、一方で、私は熊本市に住んでおります関係で、熊本市のほうでは、それが現在30センチにされるということで、やはり同じ熊本でもそういう違いがあると、非常に事業者の皆さん方混乱されておる。それをできれば一つにさせていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、今、県としては、熊本県、そしてまた周辺その他と一緒にそれを進めていきたいというお話をいただきましたので、ぜひ、熊本市また他県とも比較して資料を整理していただいて、同じ条件で進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、動物愛護センターの現状と産業動物診療獣医師不足についてお尋ねいたします。

熊本県は「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」を目指し、その拠点となる新しい動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本が令和6年3月にオープンしました。

県産材のぬくもりを感じる建物は、保護される犬と猫と新しい飼い主との出会いの場であるとともに、しつけの仕方、子供への命の教育等を通じて、広く動物愛護の啓発を進めており、人と動物が共生する熊本を目指しております。

これは、せんだって、代表質問で内野先生も同じような質問をされております。

具体的には、保護犬猫のお世話体験等を通じて動物愛護精神を養う動物愛護センターお仕事体験の開催、マイクロチップの普及啓発、保護犬猫の順化しつけトレーニングなど、多くの事業を実施されてい

ます。

さらに、地域猫活動を推進する中で、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術、令和6年度は1,000頭実施し、今年度は1,400頭を目指すと聞いており、日々御尽力いただいている獣医師の方や職員の献身的な努力のたまものであると思います。

このように、アニマルフレンズ熊本が県民の期待と要望にお応えするべく努力されておられますが、多頭飼育崩壊などにより、日常的に保護犬猫の頭数が収容能力を超えています。さらには、様々な苦情や相談への対応、注目度が高いがゆえに、視察、研修の対応等、キャパオーバーの状態であります。

私も監査委員として現場に出向きましたが、特に、獣医師や愛玩動物看護師の確保に苦慮され、事務職員の数も不足している様子が見受けられ、時間外勤務の常態化や過重労働の問題が出てきているようでした。

また、熊本県の畜産を担う産業動物獣医師についても、公務員獣医師同様、不足しているという話を団体から聞いております。

熊本県としても、獣医師確保のため、年間1人当たり、国立大学で120万円、私立大学で216万円の修学資金給付事業があり、産業動物診療獣医師や熊本県庁への就業を後押ししている事業であるとお聞きしており、県としても、しっかり対策を取っておられます。

しかし、新卒獣医師は毎年約1,000人卒業していますが、その就業状況は、農林水産省の公表で、令和7年9月によると、45%が小動物診療に就業し、一方、約11%が公務員獣医師、約12%が産業動物獣医師に就業している状況であり、小動物獣医師よりも少なくなっております。

そういう現状の中、動物愛護の立場から、動物愛護センターの今後の運営について、また、公務員獣医師や産業動物獣医師への成り手が少なく、不足していると思いますが、今後どのようにして家畜防疫体制や公衆衛生等に必要不可欠な公務員獣医師及び産業動物獣医師の確保をしていかれるのか、竹内副知事にお尋ねいたします。

〔副知事竹内信義君登壇〕

○副知事(竹内信義君) 2点御質問をいただきました。

まず、1点目の動物愛護センターの現状についてお答えいたします。

センターは、開所して約1年半が経過し、動物愛護団体等と連携したイベントやお仕事体験会の開催など、新たな取組によりまして、これまでに約1万人の方に御来場いただいております。一方で、議員御指摘のとおり、多頭飼育崩壊への対応などにより、犬猫ともに収容能力を超えることが少なくありません。

これに加えて、大型犬の逃走や預かり猫の大量死問題など、最優先で対応しなければならない突発的事案も複数発生しております。このような事案への対応や再発防止には、丁寧な対応が必要であり、多大な時間を要するため、センター職員の業務負担も大幅に増加いたします。そのため、状況に応じまして、本庁から業務支援を行うことにより対応しているところでございます。

また、多頭飼育問題や適正飼育に係る周知啓発の強化や飼い主のいない猫の避妊・去勢手術などを実

施することで、犬猫の収容頭数の縮減につなげております。これらの取組は、苦情相談件数や突発的事案の削減につながり、結果として職員の負担軽減にも寄与すると考えております。

これからも、センターが持つ機能を最大限発揮できるよう、業務負担の軽減も図りながら、動物愛護の推進に取り組んでまいります。

次に、2点目の公務員獣医師や産業動物獣医師不足への対応についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、保健所や食肉衛生検査所、家畜保健衛生所などで勤務いたします公務員獣医師は、近年欠員が常態化しており、県の獣医師職員OB等を会計年度任用職員として任用することで、その業務を支えている状況でございます。

また、公務員獣医師以外にも、牛、豚などの大家畜を診療する産業動物獣医師につきましても、高齢化などにより、将来的に不足することが懸念されております。

熊本県の畜産振興と食の安全、安心を確保する上で、公務員獣医師や産業動物獣医師は欠かせない存在であり、その確保は喫緊の課題であると認識しております。

そのため、平成28年度から、国の事業を活用いたしました獣医師確保修学資金給付事業による学費支援に取り組まして、これまでに12名が公務員獣医師として、また、10名が産業動物獣医師として県内で就業するなどの成果を得ております。さらなる改善が図られるよう、国に対して、本事業の拡充に向けた十分な財源の確保も要望しております。

また、県の獣医師につきましても、昨年度から、通年募集といたしまして受験機会を増やしますとともに、今年度から、初任給調整手当を月額4万6,800円から6万円に引き上げるなどの処遇改善にも取り組んでおります。

さらに、若い世代に将来職業として公務員獣医師や産業動物獣医師を選んでもらえるよう、小中学生や高校生に向けて、公務員獣医師等の魅力発信のための動画の作成や職場体験のインターンシップ、就職前のリクルート、高校の授業を活用いたしました出前講座の実施など、人材確保のための教育、広報活動も強化しているところでございます。

今後とも、熊本県の畜産振興と食の安全、安心を支える公務員獣医師や産業動物獣医師の確保に向けまして、着実に取組を進めてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 竹内副知事に答弁をいただきました。

多頭飼育の崩壊によるセンターの収容能力、これについても、開所から1年半でございますので、こういうこと、大きな問題であるということを承知されておるようでございます。今後、労働時間を減少させるため、本庁から支援をしながら対処していくということでございます。

また、動物愛護を推進し、取り組むということでございます。今後ともよろしくお願いします。

そしてまた、獣医師不足については、受験機会を増やして、今年度から初任給月額6万円を増やしていただき、処遇改善に取り組んでおられるということ、また、10名、12名増えたということでございますので、今後ともよろしくお願いします。

獣医師不足については、できれば、農業大学等、できるだけ獣医師学科の新設とか、または、枠を広げて、今1,000名程度の卒業生ということでございますので、1,100名とか増やすことによって、国に働きかけることも必要であろうかなというふうに私は思うところでございます。

今後起こり得る動物の感染症が増えているようで、最近、猫犬等を媒介してマダニによるSFTS感染で亡くなった獣医師さんや、また、犬猫飼い主さんもおられるということでございます。今後の鳥インフルや、また、豚熱等も発生する可能性がありますので、できるだけ安全、安心ができる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

そして、続きまして、県立高校の魅力化について、また、充実化についてお尋ねいたします。

まず初めに、県立高校の施設、設備の整備についてお尋ねします。

県下の県立普通高校、専門高校等では、各高校の魅力化のために、教育長はじめ各教職員の皆さんが頑張っておられることは承知しておりますが、残念ながら、毎年の出生数の減少による少子化の影響で、郡部の高校においては、大幅な定員割れになっているようです。

一方で、地域と高校の協力により、魅力化を十分に発揮でき、定員を満たしているところもあります。定員割れしている高校においては、地域の特徴等を生かした教育に力を入れるとか、県外からも幅広く生徒の募集に力を入れたりとか、さらに、卒業後の進路確保に力を入れる等、先生方も努力されておられるようです。

今後、これ以上入学生が減少し、閉校になるようなことになっては、地方創生という面からも影響が大きいと思います。それにより、郡部はますます人口減少に拍車がかかり、地域活性化に大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。

そして、来年より、国の指導の下、教育無償化になるとのことですが、これにより、今後私立高校へ入学する生徒が増え、県立高校に入学する生徒が減少するのではと危惧するところです。

特に、私立高校と県立高校の違いは、施設、設備等で県立高校が明らかに劣っていることだと思います。今後、高校の魅力化と併せて、県立高校の施設や設備を改善することも大事であろうと考えます。

体育施設の充実化を図るために、例えば、体育館の空調設備を整備したり、県立高校に通う女子生徒の親から要望が多いトイレの洋式化等が必要であり、また、最近は、時代が変わったのか、通り魔的犯罪も増え、防犯面にも力を入れる必要があると考えます。防犯カメラは学校の玄関等にはあるようですが、正門や周辺道路にも今後は必要であると考えます。熊本県警とも連携し、学校内外、生徒の通学路も含めて、安全対策に十分対応していただきたいと思います。

以上のようなことをやることは、言うのは簡単ですが、何はともあれ、お金のかかることです。厳しい予算の中、財源をどう確保するのか、大変重要であります。

そこで、県立高校の施設、設備等の充実化について、今後早急にやるべきと考えますが、いかがお考えか、教育長にお尋ねいたします。

次に、県立高校における食を生かした専門教育の魅力化についてお尋ねいたします。

県立高校の魅力化をどうするかを考えますと、木村県政では、特に食のみやこ熊本県の推進に力を入

れておられます。その中の農林畜産業の分野では、親元就農による担い手育成や担い手確保の推進、高付加価値化実現のため、良質な農林畜産資源の生産を目指す対策の強化を行っています。

また、販路拡大のため輸出にも力を入れておられ、先日の新聞の報道では、海外輸出額が過去最高の151億円となり、牛肉の輸出額は、対前年度で40%、酒、菓子等の加工食品の輸出額も、対前年度で43%増えました。

日本食への関心の高まり、TSMC効果による人的交流の拡大によるものと考えます。

日本食への関心の高まりで言いますと、最近では、海外からの旅行者も増えており、旅行者は、日本のすしや和食を食べたい等の希望を持って来日される方も多い。日本の食文化に大変興味を持たれており、そして、和食はユネスコ無形文化遺産に登録されて、和食が国際的な評価が高くなって以来、日本の伝統的な食文化の魅力が世界中で注目されています。

和食は、バランスの取れた食材の組合せ、美しい盛りつけ、そして季節の素材へのこだわりを特徴とした、その独自性と高い品質、そして、何より健康志向を満たす食事であることが人気の要因と考えます。

和食は、新鮮な食材、バランスの取れた食事、控えめな調味料等、健康的な食事スタイルを提供します。世界各国で日本料理店が増加し、和食のレストランや食文化イベントが開催される等、和食文化の人気は着実に広がっています。

このような和食の国際的な評価は、日本の食文化の一翼を担い、観光や外交の面でも大きな影響力を持っています。また、日本人シェフや和食の技術を学ぶための専門学校が設立され、国外での和食教室や体験プログラムが盛んに行われるとのことでした。

和食は、日本が世界に誇る文化財であり、日本伝統や価値観を象徴する存在です。このような世界的評価の中で、特に力を入れるべきは、和食やすしを調理する人を育成することだと思います。

高校授業料無償化の動きなどを見ると、県立高校の将来への危機感を増してくると同時に、さらなる魅力化に全力で取り組む必要があります。

例えば、この日本が誇る和食文化を高校の学びに取り入れるなど、専門的で魅力的な学びを県立高校で実施することはできないのでしょうか。この日本が誇る和食文化を高校の学びに取り入れるなどした専門的で魅力的な学びを県立高校で実施することを、魅力化に向けて検討していただくことは、価値があるのではないかと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

食を生かした県立高校の魅力づくりについて、教育長はどういうお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立高校の施設、設備の整備についてお答えします。

県立学校の主な施設は、約半数が築後40年を超え、老朽化が進行しており、今後これらの施設が一斉に改築の時期を迎えようとしています。

このため、中長期的に施設、設備に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら、魅力ある学校施設の整備を計画的に実施することを目的として、令和3年3月に、熊本県立学校施設長寿命化プランを策定いたしました。このプランに基づき、県立高校においては、地方財政措置も踏まえながら、改修事業を計画的に行っています。

議員御指摘のトイレ、空調、防犯対策など、県立高校の施設、設備の充実は重要であると認識しており、限られた予算を有効活用する中で、生徒の使用が多い部分から優先的に整備を進めるなど、様々な工夫を行っているところです。

このうち、トイレにつきましては、全生徒が利用し、要望も多いことから、昨年度末の時点で約6割のトイレを洋式化しており、今後さらに整備を進めてまいります。

空調につきましては、既に全ての普通教室において整備済みであり、現在、理科教室等の特別教室や専門学科の実習室等の整備を進めています。

大空間である体育館においては、断熱性能が確保されていないなど、構造上の理由から、設置費だけではなく、光熱費等のランニングコストが高額となることが課題となっています。また、公立高校における空調整備に関しては、国庫補助の対象外となっています。このため、国に対し、引き続き、補助対象化やランニングコストを含めた地方財政措置を要望してまいります。

加えて、このプランとは別に、段差解消など小規模な工事については、個別の学校のニーズを踏まえ、学校で発注可能な範囲内において早急に対応するなど、環境改善に努めているところです。

次に、学校内外の安全対策につきましては、これまでも、学校等警察連絡協議会や国土交通省、県警察本部等が参加する通学路に関する連絡会等において、各地域の実情を踏まえ、それぞれの役割に応じて対策を行っております。

今後は、防犯カメラの設置も含めて、関係機関との協議を行うなど、さらなる安全対策の充実に取り組んでまいります。

今後とも、学校施設を充実する整備を加速するため、国の支援を引き続き要望していくなど、あらゆる可能性を探りながら、子供たちの教育環境整備に向け、着実に取り組んでまいります。

次に、食を生かした県立高校の魅力化についてお答えします。

県教育委員会では、特色ある学校、学科をグループ化し、全ての県立高校を熊本スーパーハイスクールと位置づけ、魅力化に取り組んでいます。

議員御指摘の和食文化を県立高校の学びに取り入れることについては、現在、探求的な学びを通して、専門高校の家庭科や農業科だけではなく、普通科や商業科など多くの県立高校で、食を生かした取組を行っています。

例えば、松橋高校では、道の駅と連携し、地元食材を生かした和風駅弁作り、鹿本商工高校では、地元ラーメン店と協働して、地元の塩こうじを活用した新商品の開発に取り組むほか、山鹿地域の3つの県立高校では、日本遺産に認定された菊池川流域における肥後古代米の復活栽培や日本酒製造など、農業と和食文化の歴史を探求する多様な取組が行われています。

和食文化は、日本が誇る文化遺産であり、日本の豊かな自然環境や歴史等に基づいて形成、継承されてきたものです。議員御提案の食を教育活動に生かすことは、生徒にとっては地域理解の糸口となり、地域と学校のつながりを深める契機となるものと考えています。

そのためには、まずは、地元食材の開発、PRのほか、その食材を活用した調理研究や食材等の商品開発、販売化など、地元自治体や企業との連携が不可欠です。

今後は、県立高校を中心に、地元自治体や飲食業組合等と意見交換を行い、小中学生や世界の若者の心を引きつける学びであるかを把握するとともに、農林水産部等関係部局と連携し、地域の和食文化の継承や研究を行うなど、食を生かした県立高校のさらなる魅力づくりに取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 教育長に答弁いただきまして、ありがとうございました。

私立高校との差があります設備等については、今後進めていく、特にトイレについては、6割の現状をまた洋式化していくということでございます。

ただ、体育館施設、非常に、地球温暖化で、熱中症等も増えている中で、体育館での授業等にも影響するということで、やはりこういう施設に対するランニングコストが高くなって、予算的にできないということでございます。

ただ、やりようでは、地下の空気を、エアを送るという形で2度ぐらい落ちるんじゃないかと、そういう費用のかからないやり方もありますので、エアコンをつけるということではなくて、地下からのエアを回すという方法もあると思うんですね。そういう費用のかからないやり方でしていただければ、多少は温度を下げることができるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

それと、施設は、国が一方的に授業料を無料にしたわけでございますので、やはり国の補助がないということでございますので、国に対してしっかり予算要望もしていただきたいというのをお願い申し上げます。

やはり、県が無償にしたわけじゃなくて、国が地方の予算を考えんではたんじゃないかなと私は思います。ぜひ、国の責任の下に、そういう設備の予算化を進めていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、魅力化については、食の魅力化、和食文化をしっかりと増やしていただきたい。和食はやはり健康にいいんだろうと思います。やはり、世界一の長寿命国をつくった日本の食事というのはいいと思います。

私自身も、玄米、菜食で、30数年前に潰瘍性大腸炎を食事療法で治したということで、今こうやって健康に過ごしているのもやはり食であります。食をしっかりと生かしていただいて、健康寿命、知事の申される日本一長寿命化に向けて頑張っていただければというふうに思います。

今日、少し時間が足りないと思って早口で言いました。早口で、今度は早く終わりましたけれども、以上で11回目の質問——道路——そしてまた、こういう人手不足がよく今回出てきましたけれども、人手不足の原因は、少子化が一番大きいと思うんですね。少子化対策、やはり子供の出生数をしっかりと増

やしていくために、やはり人手不足はそこが原点だろうと思いますので、皆さんとともに子供をたくさん産み育てられるよう、そういう地域社会でありますよう、つくっていければというふうに思います。

今後とも、熊本県の発展のため、皆さんとともにしっかり頑張っていまいりますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)